

平成 27 年度

# 事業報告（1）

【社協の運営方針編】

—平成 28 年 3 月—

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

## — 目 次 —

1	恵庭市社会福祉協議会について	1
2	平成27年度における社協運営の基本的考え方について（総括）	2
3	平成27年度における懸案・重点事項について	3
4	懸案事項等の進捗管理について	6
5	平成27年度決算より	7
	（1）決算総括について	7
	（2）主要事業の事業費及び財源内訳について	9
6	今後の事業活動について（平成27年度における取り組み）	10
7	主な会議及び行事等開催・実施状況について	12
8	組織・事務局体制について	16
9	社協のプロフィールについて	17

## 1. 恵庭市社会福祉協議会について

恵庭市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、昭和31年1月23日に任意の社会福祉協議会として創立し、昭和43年3月11日に社会福祉法人としての認可を取得し、平成28年1月で満60年を迎えました。

この間、社協は、恵庭市（以下、「市」という。）の発展とともに、市民の皆様をはじめ、市、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会関係機関団体、ボランティア団体等のご理解とご協力、そしてご支援に支えられ今日に至っています。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法（以下、「法」という。）第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると規定されています。

社協においても法の規定に基づき、定款第1条で目的を、同第2条で目的を達成するための事業を定め、地域福祉実践計画を策定し、さらに年度毎に事業実施計画書を作成し、計画的に実施・推進を図ってきました。

そうした中、平成25年度以降、市から地域福祉（11）事業及び団体事務局（日赤・保護司）の移管を契機に、事業活動に厚みが増し、サービス利用等に伴う新たな相談事例も増加し、新たな1歩、2歩を踏みだしました。

平成27年度は、地域の多様化・深刻化する福祉課題に対応するため、今日的な存在意義・役割を確認し、社会福祉制度改革への対応や市のまちづくり及び行財政改革等の推進と相まって、さらに市民から信頼され、支持される組織としてどうあるべきかを常に考えながら活動してきました。

### ■社協定款より抜粋

第1条 (目的)	この社会福祉法人(以下、「法人」という。)は、恵庭市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
第2条 (事業)	この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	(2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	(3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	(4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業
	(5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
	(6)共同募金事業への協力
	(7)居宅介護等事業の経営
	(8)障害福祉サービス事業の経営
	(9)在宅高齢者等配食サービス事業の経営
	(10)ボランティア活動の振興
	(11)生活福祉資金貸付事業
	(12)心配ごと相談事業
(13)その他この法人の目的達成のため必要な事業	

## 2. 平成27年度における社協運営の基本的考え方について（総括）

少子高齢化が急速に進行し、本市でも、人口減少、核家族化、単身高齢者の増加や従来の福祉・生活課題に加えて、昨今の経済状況及び雇用情勢の悪化による経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利擁護など、支援を必要とする人々が多様化してきています。

こうしたことから、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）においても地域住民が安心して暮らせるセーフティネットの構築と、法律や制度の狭間で生じる福祉の課題に積極的に取り組んでいく姿勢が求められています。

同時に、日々の暮らしの中で、家族、隣人、地域など人々の助け合い・支え合いの仕組みの再構築など、地域福祉の推進に取り組む重要性も確認されているところです。

社協では、平成23年度以降、第4期地域福祉実践計画（以下、「第4期計画」という。）で掲げる基本目標「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を運営の柱として、地域と向きあい、身近に寄り添う社協を目指して、事業活動を進めてきました。

平成27年度は、第4期計画が最終年を迎えることから、次期計画策定に向け、平成26年度までの進捗状況等を踏まえ、検証・評価報告として中間とりまとめを行い、さらに未来につながる社協づくりを推し進めることを基本方針に、5つの個別目標の実現に向け、これまでの取り組みをさらに発展させ、着実な事業活動の推進に努めてきました。

### 参考：第4期地域福祉実践計画体系

#### 【基本目標】

「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」

#### 【個別目標】

- 1 地域と協働して支えあいのまちづくりを推進します
- 2 ボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます
- 3 身近で困ったときに頼りになる社協を目指します
- 4 安心して暮らせるサービスを提供します
- 5 地域福祉を進める体制を強化します

### 3 平成27年度における懸案・重点事項について

社協における日々の事業活動は、第4期計画を踏まえた平成27年度事業実施計画に基づき、着実な推進を図るとともに、昨今の社協を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、次の事項を懸案・重点事項として、進捗管理に努め、積極的に地域と向き合う事業活動を展開してきました。

#### (1) 生活の立て直し、自立への支援に向けた取り組みについて

経済的困窮をはじめとする福祉施策の最終責任は行政にあります。しかし、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まず身近な地域で対応できる基礎づくりが重要であり、地域住民や民間の取り組みが不可欠と考えます。

こうした考えのもと、社協では、「生活福祉資金貸付事業」(道社協委託)事業、「生活資金貸付事業」(社協事業)、「緊急的な食糧援助の実施」(社協事業)に取り組み、貸付等の有無によらず継続的な相談支援活動に努めてきました。

こうした中、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を目指し、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されました。

法の施行に伴い、「就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」として、「生活困窮者自立相談支援事業」が制度化される等、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築がスタートしました。

これにより、社協では、「生活困窮者自立相談支援事業」の実施に向け市が設置した自立相談支援機関(H27⇒市直営)と連携を図り、関係支援機関として必要な取り組みを行ってきました。

#### (2) 地域における総合的な権利擁護体制の推進について

これまでの取り組みは「日常生活自立支援事業」(道社協委託)が中心でしたが、平成27年度より新たに法人後見の受任依頼(1件)を受け、後見業務がスタートしました。

さらに、平成28年4月より「恵庭市成年後見支援センター事業」の受託に向け、「恵庭市社会福祉協議会権利擁護事業実施要綱」をはじめ、関係要綱等の整備を行い、本市の総合的な権利擁護事業の実施機関として必要な準備体制の構築に努め、見身近で困ったときに頼りになる社協を目指してきました。

#### (3) 気軽に利用できる相談支援の強化及び相談機関との連携について

社協では、民生委員・児童委員や弁護士及び行政書士の専門職の協力を得て「心配ごと相談」、「法律相談」及び「行政相談」を行っています。

また、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、介護保険事業や各種福祉サービス等の実施においてサービス利用に関する相談に、また、ボランティア相談等においても様々な生活支援に関する相談に対応してきています。

さらに、平成25年度からの事務事業移管等に伴い、福祉サービスが円滑に利用できるよう社協の相談支援体制の強化とともに、包括支援センターをはじめとする関係相談支援窓口との密接な連携に努めてきました。

しかし、今後、重視すべき地域福祉の視点として、特に生活困窮に陥っている人への支援、深刻な生活課題解決や孤立防止に取り組むことにあるといわれています。

このため、身近に、対象も相談内容も限定せず、拒否せず何でも相談できる体制を整備すること、地域住民一人ひとりに寄り添い、個別のニーズの把握を重視することが求められています。

#### (4) 高齢者や障がいのある方などを地域で支えるための取り組みについて

社協では、平成25年度から地域福祉(11)事業等の移管を受け、地域に身近な事業活動を展開していますが、孤立、サービスや支援の拒否、ひきこもり等見えにくい生活課題の広がりも懸念されます。

市内では町内会・自治会が中心となって小地域ネットワーク活動や地域住民によるふれあいサロン事業が展開され、地域で支えるための取り組みが行われてきています。

しかし、制度の狭間や深刻な生活課題を抱える人々への対応には、地域住民の見守りや支援だけでは対応が難しいケースもあることから、援助を必要とする人に寄り添い、継続的に訪問や動向による継続的・計画的な支援体制の構築が求められています。

#### (5) 災害救援活動への取り組みについて

市が作成している地域防災計画において、被災状況により、市災害対策本部が設置する災害ボランティアセンターの運営を担うこととなっています。

このことから社協では平成25年3月に「恵庭市災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、組織体制を整備し、計画的な設備・備品などの確保に努めてきました。

そして、平成27年度では、道社協と「災害救援活動の支援に関する協定」を、一般社団法人恵庭青年会議所と「災害時総合相互協力協定」をそれぞれ締結し、災害時に求められる災害ボランティアセンターが円滑に機能できるよう、平常時より災害に備えるための体制整備を図りました

また、6月には一般社団法人恵庭青年会議所との共催により「地域防災フォー

ラム」を開催、そして9月には恵庭市防災会議が主催する「恵庭市総合防災訓練」では一般社団法人恵庭青年会議所の皆さんにもご参加いただき「災害ボランティアセンター運営」に向けた訓練等を行い、防災・減災の視点から、様々な取り組みを行いました。

(6) 社協組織の活性化に向けた人材育成等に向けた取り組みについて

市民から信頼される社協・職員を目指し、さらに本会の活動を支える原動力として重要な役割を担っている職員等の人材育成に向けた取り組みが必要です。

社協では、平成27年1月に事務局試案としてとして人材育成基本方針の中間とりまとめを行い、平成27年度中に中間とりまとめの成案を予定していましたが、今後の業務活動に基づく組織体制や職員定数等について十分な検討に至らず、平成28年度において、平成29年度以降の見通し等を踏まえ、改めて人材育成等に向けた取り組みを行うことといたしました。

(7) 計画的な法人運営及び社協事業の推進について

本会の法人運営及び社協事業は、地域福祉実践計画（5ヵ年）及び経営改善計画（3ヵ年）を基本として推進に努めてきています。

現行の第4期地域福祉計画は平成27年度が最終年度であることから、市の地域福祉計画と連携を図り、第4期計画の検証・評価を踏まえ、平成28年度を初年度とする第5期計画を策定いたしました。

※詳細は、「4 懸案等事項の進捗管理について」中、「第5期地域福祉実践計画の策定について」において掲載。

なお、現行の第2期経営改善計画は、別途検討・作成予定の「(仮称)社協の今後の事業活動に伴う組織・財務運営の見通し」に移行し、引き続き経営改善を推進することといたしました。

本検討・作成にあたっては、平成28年3月末に可決された「社会福祉法等の一部を改正する法律」の影響を受けるものであることから、改正内容を十分に精査し、適正な対応が求められます。

(8) 役員（理事・監事）及び評議員の改選について

役員（理事・監事）及び評議員は、社協の運営上、重要な役割を担っています。

平成27年5月に、役員（理事・監事）及び評議員の改選時期を向えたことから、定款をはじめ関係規程及び運用細則に基づき、適切な事務手続き等を行い、関係機関団体及び関係者の理解と協力により、円滑な選任等が図られました。

なお、会長は代表権を有する役員であるため、再任であっても、登記事項であるため組合等登記令第3条第1項の規定に基づき、変更登記を行いました。

## 4 懸案等事項の進捗管理について

平成27年度における懸案・重点事項については、事務局長が統括し、職員会議等において検討協議等を行ない計画策定までの、進行管理を行ないました。

### 【第5期地域福祉実践計画の策定について⇒平成27年度策定を目指して】

策定作業は、平成26年11月25日に開催された平成26年度第3回地域福祉部会（計画策定委員会）を皮切りに、計画策定に必要な事前準備作業等を経て取りまとめた計画素案、計画案等を検討・審議等を行い、平成28年3月23日に開催された平成27年度第4回評議員会で議決を得ました。

計画策定までの詳細経過は、別冊「第5期地域福祉実践計画書」（平成28年度～平成32年度）の44ページから47ページに記載のとおりです。

### 【経営改善計画の見直しについて⇒新たな視点で財政収支見直しを】

現行の第2期経営改善計画に盛り込まれている計画内容の中には、終了した事案も相当数あること、さらに平成27年度予算では収支不均衡（基金取り崩し）等が生じ、財務体質の見直し・点検等が必要な時期に差し掛かってきています。

当面は、積立金・基金等の活用により、財政政運営は見込めますが、市の補助金削減措置に見られるよう、また、社会福祉法等の一部を改正する法律の公布により、積立金・基金等のあり方が大きく変容に向けて動き出しています。

社協が地域福祉を推進する社会的な役割や、公共性・公益性を認識し、今後とも安定的かつ健全な経営を基本とする財政収支見直しを整理・：検討していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、平成27年度において、未定稿資料として「(仮称)社協の今後の事業活動に伴う組織・財務運営の見直し」（中間とりまとめ素案）（平成27年11月8日時点）として整理を行いましたが、取りまとめに向けては、整理しなければならない課題等も多く、具体的な取りまとめ（中間）は平成28年度中に委ねることとしました。

〔整理しなければならない課題等〕 ※順不同

- ・今後の市からの事業移管及び業務受託の見直しについて
- ・人材育成基本方針の検討・作成について
- ・今後の業務活動に伴う組織（事務局）体制の見直しについて
- ・事務局スペースの確保に向けて（増築等）
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行への対応について 他

## 5 平成27年度決算より

### (1) 決算総括について

社協の財政基盤は「民間財源」、「公費財源」及び「介護報酬等」となっており、社会経済状況の変化や市の行財政改革の取り組み、さらに介護保険事業等の利用動向や制度改正の影響を受けやすい、脆弱ともいえる構造になっています。

本会では、平成25年度より、市からの地域福祉事業等の事務移管に伴い、それまでの1億2千万前後の予算規模から、1億7、8千万前後の予算規模へと推移しています。

本会では、今後、自らの経営努力や地域住民の福祉ニーズに即した事業展開に努め、市の地域福祉計画と密接な連携のもとに地域福祉を推進していくことにより、財源構造や事業環境が大きく変わる中であって、本会の活路が見出されるものと考えます。

平成27年度当初予算は、収支それぞれ182,272千円を計上し、財源対策として積立資産より4,310千円を取り崩して予算編成を行いました。

#### 【決算⇒収入】

決算では、収入が228,846千円で、対予算比で46,574千円の増額となりました。※内部取引消去後の額。

主な増減内訳は、次のとおりです。

##### [増額分]

- ・障害福祉サービス等利用増による増額2,853千円
- ・当初予算には計上していないが、積立金保全のため購入していた国債償還額収入64,000千円

##### [減額分]

- ・執行残に伴う市補助金の減額2,695千円
- ・介護保険利用減等による介護報酬等の減額3,046千円
- ・利用料収入等の減額4,715千円

#### 【決算⇒支出】

次に、支出で見ると、225,425千円と、対予算比で43,153千円の増額となりました。※内部取引消去後の額。

主な増減内訳は、次のとおりです。

##### [減額分]

- ・在宅福祉支援サービス区分執行残に伴う支出減額6,907千円

##### [増額分]

- ・当初予算には計上していないが、積立金保全のための国債購入のための支出額64,000千円

### 【実質収支】

収入228,846千円に対し、支出225,425千円であることから差し引き3,421千円の繰越額を計上しているが、決算においても当初予算どおり財源対策として積立資産より4,310千円を取り崩して収入していることから、実質収支は、▲889千円の不足が生じています。

### ■平成27年度決算における社協の財源(収入)構成 (単位:千円、%)

区 分	本年度予算	本年度決算	比較増減	決算構成比
社協会費収入	4,870	4,587	-283	2.0%
寄附金収入	4,800	6,087	1,287	2.7%
市補助金収入	74,406	71,712	-2,694	31.3%
道社協補助金収入	3,206	3,186	-20	1.4%
市受託金収入	0	0	0	0.0%
道社協受託金収入	718	628	-90	0.3%
共同募金収入	8,209	8,160	-49	3.6%
介護保険等収入	38,006	34,960	-3,046	20.9%
自立支援費等収入	13,485	16,338	2,853	7.1%
利用料収入(地域福祉)	16,768	12,053	-4,715	5.3%
その他収入	17,804	71,135	53,331	31.1%
合 計	182,272	228,846	46,574	100.0%

## (2) 主要事業の事業費及び財源内訳について

平成27年度で実施した社協の事務事業に係る事業費及び財源内訳等は次のとおりです。

### ■平成27年度決算におけるサービス区別事業費等について

(単位:千円)

事業区分	拠点区分	サービス区分	傘下事業	事業費 (決算額)	備 考	
					内、民間財源	摘要
社会福祉事業	法人本部	1	法人運営事業	118,999	5,680 (1,651)	人件費等は市補助金を充当
		2	ボランティア事業	2,425	1,685 (500)	一部市補助
		3	各種相談事業	360	401 (85)	
		4	権利擁護事業	141	66 (30)	一部道社協補助
		5	福祉情報事業	2,097	2,259 (320)	
		6	セーフティネット事業	3,197	55 (50)	道社協補助
		7	愛情銀行	1,063	1,064 -	
		8	地域福祉活動事業	5,619	5,816 (1,862)	
		9	在宅福祉支援	43,772	- -	市補助、利用者負担
		10	共同募金事業	1,749	1,808 (89)	
		11	介護保険事業	46,003	- -	介護報酬、利用者負担
合計				225,425	18,834 (4,587)	

※備考欄中、「内、民間財源」欄の上段は「社協会費」、「寄付金」及び「共同募金」の合計額、下段は「社協会費」を再掲。

## 6 今後の事業活動等について（平成 27 年度における取り組み）

### （1）今後の事業活動について

わが国の社会保障政策、福祉制度は大きな改革期を迎えています。こうした社会情勢の変化に基づく制度創設及び改革の中にあつて、今後、社協が社会的役割を果たすために、制度を支える社会資源としての視点を持ち、事業活動を推進していくことが必要です。

さらに、地域の課題を、地域で考え、みんなで解決するために、社協がこれまで培った知識経験を積極的に提供し、地域との協働による地域福祉の推進が肝要です。

そして、個々の事業活動の実施にあたっては、恵庭市見守り共同宣言を踏まえ、社会的孤立を防ぎ、住み慣れた地域での暮らしを支えるための見守り活動であることを常に意識した取り組みが必要です。

こうした視点を踏まえ、市町村社協の使命・経営理念を思い起こし、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に、具体的な事業の展開を図ることが必要です。

このための具体的な事業内容の検討は、第 5 期地域福祉実践計画（以下、第 5 期計画）（平成 28 年度～平成 32 年度）策定の過程で行うこととしていましたが、その中には市からの事業移管及び業務受託等によるものが多くあることから、第 5 期計画では次の 2 事業の取り組みにとどまっています。

- ・ 成年後見支援センター事業の受託
- ・ 介護支援ボランティアポイント事業の受託

なお、団塊の世代が 75 歳を迎える「2025 年問題」に向けて、超高齢社会、少子化に対応する社会保障政策、社会保障制度の全体像がここにいたって現れるなかで、本会が 3 歩、4 歩とさらに歩みを着実に進めていくため、地域で困難な状況にある人々に、総合的に支援・対応を進めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、第 5 期計画では、「第 3 章 地域福祉を取り巻く現状について」中、「3 今後、地域福祉を推進するにあたって」において、基本的な考え方等を盛り込みました。

なお、引き続き、今後の事業活動を検討するにあたっての視点を次のとおりとしています。

### 【今後の事業活動を検討するにあたっての視点】※順不同

- ◆ 社会保障制度、福祉制度改革への対応
  - φ 生活を立て直すための生活困窮者支援への対応
  - φ 介護保険制度改革への対応
  - φ 障害者自立支援事業の積極的な推進

- ◆社会的孤立を防ぎ、住み慣れた地域での暮らしを支えるための対応
  - φ 地域協働によるふれあいサロン事業の推進
  - φ (仮称) 訪問活動支援員設置に向けて
  - φ 介護支援ボランティア事業受託に伴う円滑な事業推進に向けて (H28 新規)
- ◆福祉サービス利用者の権利擁護への対応
  - φ 日常生活自立支援事業の活用促進に向けて
  - φ 成年後見支援センター事業の受託に伴う円滑な事業推進に向けて (H28 新規)
- ◆社会福祉・社協への理解に向けて
  - φ 社会福祉に対する理解の促進に向けて 他

(2) 平成29年度(以降)に向けた市との協議等について

■移管等を受けた事務事業等

【平成25年度～平成26年度】

①地域福祉(11)事業について

- ・各事業の進捗状況について、定期的に報告を行ないます。
- ・課題、要望等を踏まえ、次年度以降の取り組みについて協議を行ないます。

②団体事務局(H25⇒日赤 H26⇒保護司会)について

- ・課題、要望等を踏まえ、次年度以降の取り組みについて協議を行ないます。

【平成28年度受託事業】

- ①支援ボランティアポイント事業
- ②成年後見支援センター事業

■平成29年度(以降)に向け移管又は受託の協議予定事業】

今後、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与し、市民に信頼される社協を目指して、協議に臨んでいきます。

## 7 主な会議及び行事等開催・実施状況について

社協では、社協が主催する会議及び行事、さらに社協が事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、平成27年度における主な会議・行事等の開催・実施状況は次のとおりです。

### (1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事について

#### 【社協主催分】

(No.1)

区 分	日 程 等	摘 要
①三役及び三部会長会議		会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、理事会・評議員会等開催に伴う議案調整、ならびに「社協だより」発行に向けた編集調整。
・開催時期	5月 9月 11月 1月 2月	
②理事会		定款第12条の規定に基づき、法人の業務の決定を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定める会長の専決事項は除く。
・開催時期	5月(2回) 10月 12月 3月	
③監事(監査)		定款第13条の規定に基づき、理事の業務執行の状況及び財産の状況を監査。
・開催時期	5月 9月 12月 2月	
④評議員会		定款第16条の規定で定める権限に基づき、予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行なう。
・開催時期	5月 10月 12月 3月	
⑤理事・監事・評議員全体会議(含む研修)		社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議(特別賛助会費)。
・開催時期	6月	
⑥候補者推薦委員会		2年任期である評議員の選出にあたり候補者を推薦するための協議の場として設置。
・開催時期	5月	
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集(12回)。		定款第20条の規定に基づき、専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。
⑦-1法人運営部会(3回)		協議事項⇒法人の運営、財務管理等
・開催時期	11月(2回) 2月	
⑦-2地域福祉部会(7回)		協議事項⇒地域福祉の推進、サービス利用支援等
・開催時期	4月・7・8・9・12・1・2月	
⑦-3在宅福祉部会(2回)		協議事項⇒在宅福祉サービス、介護保険等サービス等
・開催時期	11月 2月	
⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づく会長顕彰該当者を審査するため、設置された委員会。
・開催時期	9月	
⑨苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程⇒苦情等の解決体制を整備
・関係処理	規程に基づく	

【社協主催分】

(No.2)

⑩外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理の体制の整備に向けて。
・開催時期	2カ月に1回(年6回)	
⑪ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	3月	
⑫安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	3月	
⑬職員会議(含む社協だより編集会議)		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用しています。
・定例開催	毎月上旬開催(年12回)	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑭社協職員情報交換会議		局長、次長等が担う職場内研修の機会等として開催、活用していきます。
・開催時期	4月 5月 6月 3月	
⑮ケアカンファレンス		介護サービス課職員(ホームヘルパー等)を対象とする職場研修等。
・開催時期	月2回開催(年24回)	

【社協・共募共催関係】

区 分	日 程 等	摘 要
①社協・共募共催実行委員会		共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なう場として設置。
・開催時期	6月 11月	
②社協・共募役員評議員研修会		共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
・開催時期	7月	
③社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり		市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。
・開催時期	11月	

【ボランティアセンター関係】

(No.1)

区 分	日 程 等	摘 要
①ボランティアセンター運営委員会		ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	8月 11月 2月	
②ボランティアセンター・団体交流会		登録ボランティア同士の交流を図るため、団体・個人向けの交流会を開催。
・開催時期	3月	
③ボランティア体験プログラム		ボランティア参加のきっかけづくりとして、手話・朗読・点字の3コースを開催。
・開催時期	7月～8月 10月～11月	

【ボランティアセンター関係】

(No.2)

区 分	日 程 等	摘 要
④ボランティア研修会		ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
・開催時期	2月	
⑤アシスタントボランティア養成研修会		センターの運営を支える「アシスタントボランティア」を養成しセンター事業の活性化を図る。
・開催時期	※未実施	

(2) 団体事務局として関わる会議及び行事について

■ 恵庭市共同募金委員会関係

① 三役打合せ会議（随時開催）、理事会（4月、2月）、評議員会（4月、2月）、監査（4月）、共同募金委員会審査委員会（1月）

② 10月1日からの全国一斉の赤い羽根共同募金運動への取り組み

【町内会・自治会への取りまとめ依頼】

・9月下旬に各町内会長・自治会長等に取りまとめ依頼

【街頭募金運動への取り組み】

・街頭募金調整会議（9月）、大口募金委員会（9月）、運動開始に向けての事前協力依頼（9月）等、セレモニー（10月1日）、市民団体による街頭募金

③ 12月1日からの歳末募金運動への取り組み

・11月下旬に各町内会長・自治会長等に取りまとめ依頼

■ 日本赤十字社北海道支部恵庭地区関係

① 日赤恵庭市地区関係

⇒地区長（恵庭市長）との調整等

② 日赤恵庭市地区協賛委員会関係

⇒役員会（4月）、総会（4月）

③ 恵庭市赤十字奉仕団及び同分団（4分団）関係

⇒役員会（5月、7月、8月、10月（3回）、12月、3月）、総会（4月）、新年会（1月）、50周年記念事業（金色・銀色有功賞贈呈、記念誌発行、式典・祝賀会：10月）、皇居勤労奉仕（3月）

⑤ その他奉仕団関係

点訳奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団⇒総会出席等

■ 恵庭地区保護司会関係

① 恵庭地区保護司会関係

⇒役員会（4月）、総会（4月）、監査（4月）、地域別定例研修会（4月、8月、11月、2月）更生保護功労表彰者祝賀会・懇親会（11月）

⇒部会（総務、研修、事業、学校連携事業、社会参加活動の5部会）開催支援

⇒関係団体総会・各会議・研修会・研究会・大会等への参加支援

⇒社会を明るくする運動恵庭市推進委員会事業への協力 他

②恵庭地区保護司会恵庭分区関係

⇒役員会（4月、7月、3月）、総会（4月）、新年会（1月）

⇒保護観察官定期駐在、分区自主研修、関係団体総会・各会議・研修会・研究会・大会等への参加支援

⇒保護司候補者検討協議会開催（年1回～2回）

③“社会を明るくする運動”恵庭市推進委員会関係

(a) 推進委員会総会（6月）、役員会（5月）、企画・推進部会（5月）

(b) “社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）関係

⇒協調月間セレモニーの開催（6月）

・市庁舎前に懸垂幕の掲揚

・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置

・広報「えにわ」に掲載

・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布

⇒作文コンテストの募集（中学2年生を対象）⇒応募なし

④恵庭更生保護女性会関係

⇒理事会（5月、7月、8月、12月、1月、2月）総会（5月）、監査（4月）

⇒事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援(ほぼ毎月)

⇒社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係（調整中）

⇒役員会（8月）、総会（8月）、合同自主研修（2月）、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係

①役員会（5月、10月）、監査（5月）、総会（5月）、新年会（1月）、各会議・研修会への会員参加調整

②戦没者追悼式 道主催（9月）、市主催（7月）

③北海道護国神社例大祭（6月）・札幌護国神社参拝（7月）への会員参加調整 他

(3) 協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

①総会（4月）、監査（4月）、役員会(毎月年12回)、事業打ち合わせ会議（12回）、忘年会（12月）

②研修会・研修・ふれあいまつり（11月）への参加支援

③すずらん託老の実施(毎月開催年12回、内1回はバス旅行)

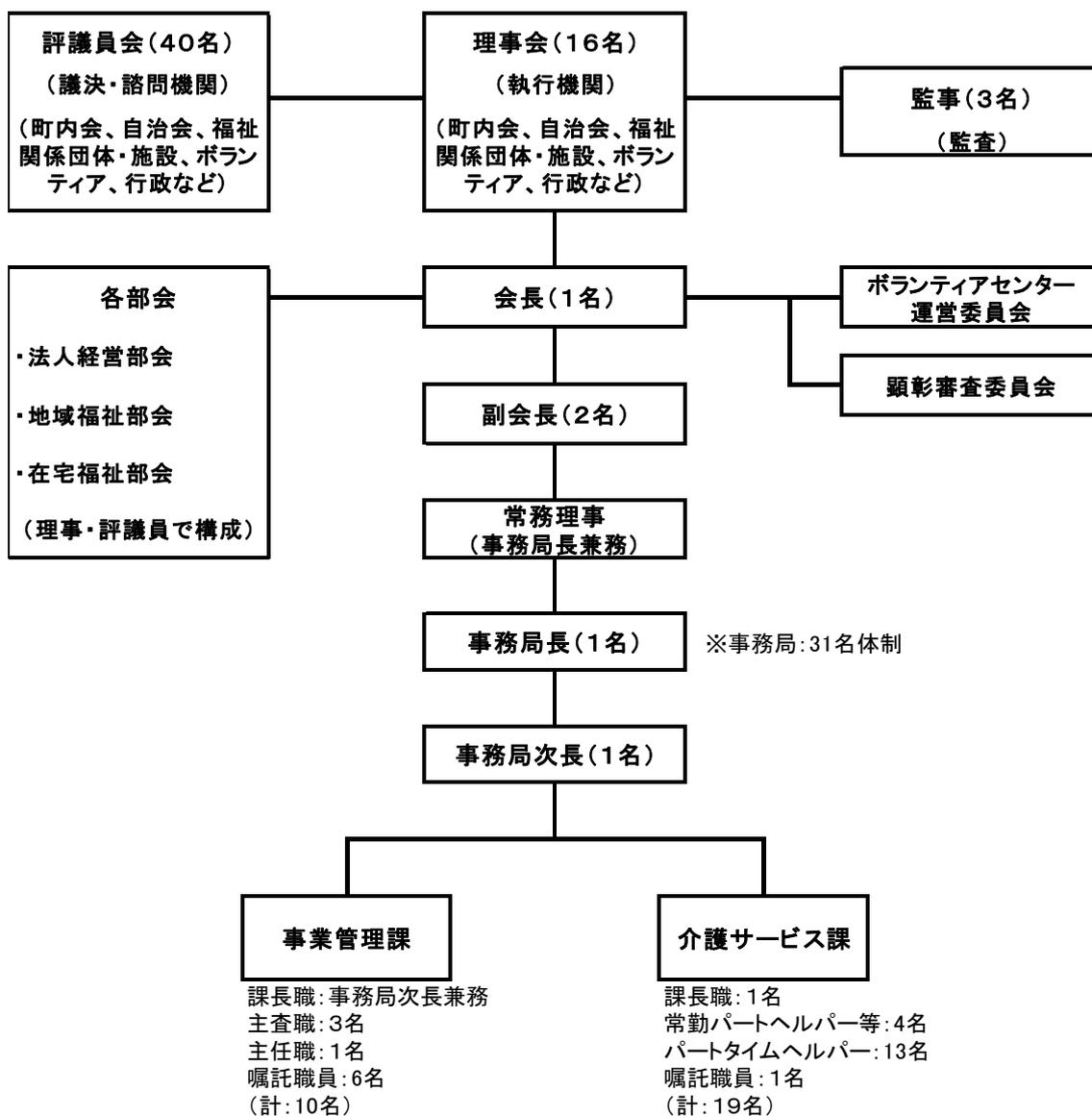
④ふれあい訪問・電話相談

⑤会報発行(6月、9月、12月、4月 年4回)

## 8. 組織・事務局体制について

平成 27 年度末の社協は、次の組織構成は次のとおりです。

(平成28年3月31日現在)



## 9. 社協のプロフィールについて

ここでは、所在地情報等、さらに総人口及び高齢者人口等をはじめとする社協に関する基本情報及び沿革（主な事項）について整理いたしました。

### 9-1 所在地等情報について

名 称	社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会
所在地	〒061-1446 北海道恵庭市末広町124番地
創立年月日	昭和31年1月23日(任意団体)
法人認可年月日	昭和43年3月11日
法人成立年月日	昭和44年5月6日
T E L	0123-33-9436
F A X	0123-33-9709
E-mail	<a href="mailto:svakyo@eniwa-svakyo.or.jp">svakyo@eniwa-svakyo.or.jp</a>
開所日時	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日から1月3日を除く) 午前8時45分から午後5時15分

### 9-2 基本情報

#### (1) 総人口及び高齢者人口等について

(単位：人、%)

区分 / 年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
総人口	68,809	68,938	69,126	68,876	68,950	68,974	
高齢者人口	人数	14,122	14,547	15,099	15,806	16,605	17,238
	高齢化率	20.5%	21.1%	21.8%	22.9%	24.1%	25.0%
前期高齢者 (65~74歳)	人数	7,668	7,666	7,836	8,214	8,719	9,092
	比率	11.1%	11.1%	11.3%	11.9%	12.6%	13.2%
後期高齢者 (75歳~)	人数	6,454	6,881	7,263	7,592	7,886	8,146
	比率	9.4%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%	11.8%
年少人口 (15歳未満)	人数	9,821	9,741	9,531	9,308	9,303	9,231
	比率	14.3%	14.1%	13.8%	13.5%	13.5%	13.4%
40~64歳人口	人数	23,650	23,838	23,917	23,844	23,662	23,539
	比率	34.4%	34.6%	34.6%	34.6%	34.3%	34.1%

※総人口及び高齢者人口等：各年10月1日現在

#### (2) 世帯数等について

区分 / 年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
世帯数(世帯)	30,316	30,575	30,909	31,053	31,338	31,688
1世帯当人員(人)	2.27	2.25	2.24	2.22	2.20	2.18

※世帯数・1世帯当人員：各年10月1日現在

(3) ひとり暮らし高齢者数及び高齢夫婦世帯数

	世帯数	高齢者親族のいる世帯		高齢単身世帯(65歳以上)		高齢夫婦世帯	
		世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
昭和60年	14,121	2,345	16.6%	267	1.9%	267	1.9%
平成2年	17,404	3,135	18.0%	424	2.4%	563	3.2%
平成7年	21,314	4,587	21.5%	694	4.8%	1,027	4.8%
平成12年	23,581	6,197	26.3%	1,093	4.6%	1,674	7.1%
平成17年	25,662	7,691	30.0%	1,557	6.1%	2,253	8.8%
平成22年	27,634	9,175	33.2%	2,082	7.5%	3,382	12.2%

■資料:国勢調査⇒各年10月1日

※高齢者親族のいる世帯:65歳以上の親族がいる世帯(高齢単身、夫婦を含む)

※高齢者夫婦:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

(4) 要支援・要介護認定者等について

区分	年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第1号被保険者	要支援1	387	415	485	519	616	668
	要支援2	339	412	442	476	477	498
	要支援計	726	827	927	995	1,093	1,166
	要介護1	359	419	437	449	472	540
	要介護2	349	383	379	417	406	385
	要介護3	210	206	234	248	249	253
	要介護4	181	194	214	225	234	253
	要介護5	167	183	199	235	245	241
	要介護計	1,266	1,385	1,463	1,574	1,606	1,672
	計	1,992	2,212	2,390	2,569	2,699	2,838
	*1認定率	14.1%	15.2%	15.8%	16.2%	16.4%	16.5%
第2号被保険者		69	69	70	67	76	76
合計		2,061	2,281	2,460	2,636	2,775	2,914

\*1認定率:高齢者に占める割合

※各年10月1日現在

(5) 障がい者の状況

区分	年	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体障害者手帳		2,626	2,746	2,761	2,810	2,864	2,865
療育手帳		426	438	462	492	520	554
精神障害者保健福祉手帳		186	196	258	272	289	302
合計		3,238	3,380	3,481	3,574	3,673	3,721

■資料:市保健福祉部障がい福祉課⇒各年度末

(6) 生活保護世帯の状況

区分	年	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受給者数(月平均)		916	994	1,061	1,094	1,100	1,090
受給世帯数(月平均)		604	654	700	729	738	746
保護率(%)		13.3	14.4	15.4	15.8	16.0	15.8

■資料:市保健福祉部福祉課

## 9-4 沿革（主な事案）

昭和31年1月23日	任意の社会福祉協議会創立
昭和39年6月18日	全戸会員（100円）、代議員制を採用
昭和43年3月11日	社会福祉法人の認可（定款認可）
昭和43年5月6日	社協だより「めぐみ」第1号発行
昭和45年4月10日	愛情銀行設置
昭和45年11月1日	市制施行
昭和46年10月17日	第1回恵庭市社会福祉大会（社協創立15周年）
昭和51年	社協会費が100円から200円に
昭和60年4月1日	第1期地域福祉実践計画スタート（～平成元年度）
昭和60年5月2日	会員規定を制定
昭和62年9月20日	第1回ふれあい広場開催
平成3年4月1日	社協事務所福祉会館に移転
平成4年4月7日	ボランティアセンター開設 アシスタントボランティア配置
平成5年4月1日	第2期地域福祉実践計画スタート（～平成14年度）
平成11年4月1日	ホームヘルプサービス事業開始（市委託）
平成12年4月1日	介護保険制度創設 指定訪問介護事業所・指定居宅介護支援事業所開設
平成15年3月12日	社協ホームページ開設
平成16年10月30日	ふれあい福祉まつりと社会福祉大会合同開催
平成18年4月1日	第3期地域福祉実践計画スタート（～平成22年度）
平成18年10月1日	居宅介護・重度訪問介護開始
平成18年10月21日	社協創立50周年記念事業
平成19年4月1日	ふれあいサロン開始
平成21年10月1日	総合支援資金創設
平成22年12月29日	カレンダーリサイクル市開始
平成23年4月1日	第4期地域福祉実践計画スタート（～平成27年度）
平成24年4月1日	日常生活自立支援先行モデル事業開始
平成24年10月1日	行動援護開始
平成25年3月5日	恵庭市見守り共同宣言者として参画
平成25年3月	恵庭市災害ボランティアセンター運営マニュアル制定
平成25年4月1日	日常生活自立支援事業開始（道受託） 市⇒地域福祉（10）事業・団体事務局（日赤）移管

	第2期経営改善計画スタート（～平成27年度）
平成26年3月26日	福祉会館リニューアルオープンセレモニー
平成26年4月1日	市⇒地域福祉（1）事業・団体事務局（保護司）移管
平成26年7月1日	移動支援開始（市受託）
平成27年4月1日	生活困窮者自立支援制度創設
	北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援に関する協定」を締結
	一般社団法人恵庭青年会議所と「災害時相互協力協定」を締結
平成27年6月13日	一般社団法人恵庭青年会議所との共催により地域防災フォーラム開催
平成27年6月24日	韓国完州郡社会福祉協議会視察訪問
平成27年9月2日	恵庭市防災訓練(災害ボランティアセンター運営)
平成27年10月28日	恵庭市赤十字奉仕団創立50周年記念式典・祝賀会
平成28年3月23日	成年後見センター事業及び介護支援ボランティアポイント事業受託議決(評議員会)
平成28年3月26日	藤枝市との友好都市提携締結調印式・交流会出席
平成28年3月31日	社会福祉法等の一部を改正する法律成立・公布
※平成28年4月1日	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 (主要な改正事項は平成29年4月1日施行)